



11月12日(日)から25日(土)までの2週間は
「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

DV特集

ドメスティック・バイオレンス

ひとりで悩んでいませんか？



女性の**約10人に1人**が配偶者などから繰り返す暴力を受けています。

DVとは？

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力をいいます。身体に対する暴力のほか、精神的な嫌がらせや脅迫、性的行為の強要などの形態があり、その被害者の多くは女性です。

平成27年3月に内閣府が公表した「男女間における暴力に関する調査」では、約4人に1人の女性が、配偶者などから身体的・心理的・経済的・性的暴力のいずれかを受けたことがあり、約10人に1人は何度も受けているという深刻な結果が出ています。

被害者に与える影響

- 自信がなくなる
- 集中力がなくなる
- 忘れっぽくなる
- 気力がなくなる
- 眠れなくなる
- うつ病、心的外傷後ストレス障害(PTSD)などの精神疾患

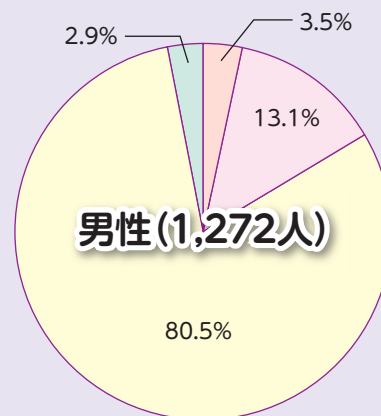
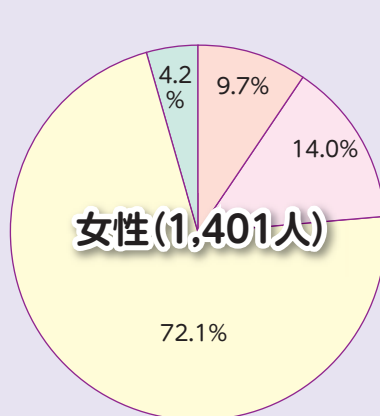


身体的な暴力によるケガも深刻ですが、心にも与える影響はさらに深刻です。

心に受けた深い傷は、加害者と離れたとしてもなかなか癒えず、精神的な影響は長く続きます。

配偶者からの被害経験の有無

何度もあった 1・2度あった まったくない 無回答



資料:内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」平成27年3月公表



デートDVって何だろう？

デートDVとは、主に交際相手からの暴力のことをいいます。

DVと同様に、身体に対する暴力や精神的な嫌がらせや脅迫、性的行為の強要などのほか、携帯電話やスマートフォンなどのデジタル機器を使い、交際相手を束縛・監視するデジタル暴力があります。

国の調査によると、女性の約5人

に1人が交際相手から暴力を受けたことがあるという深刻な結果が明らかになっています。

もしあなたが、交際相手から大切にされていないと感じたら、まずは身近な家族、学校の先生、友だちなど、相談しやすい人に話してみましょう。



こんなことをされたり
こんな気持ちになった
ことはありませんか？

- なぐられる、けられる、髪の毛を引っ張られる
- 大声で怒鳴られる
- 無視される
- メールやLINEの返事をすぐに返さないと怒られる
- 性行為を強要される
- 自分の気持ちが怖くて言えない
- いつもカレ(カノジョ)の顔をうかがってしまう

これってDVかもと思ったら、ひとりで悩まず相談してください。

被害者も周囲の人も、これらの暴力を個人的な問題と捉えがちであり、どこ(だれ)にも相談しなかった例が多数あります。

DVは人権侵害であり、どのような理由があっても許されない行為です。

「自分がされていること、これってもしかしてDV?」と思ったら、1人で抱え込まないでください。

市では、女性困りごと相談室や女性法律相談などで、DVやセクシュアル・ハラスメントなどの女性

に対する暴力・嫌がらせについての相談を受け付けています。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。



問合せ

人権推進課(☎048-477-1513)

相談先いろいろ

■女性困りごと相談室(電話又は面談、無料、男性も相談可)

○場所 市役所第二庁舎2階
電話 048-477-1835(直通)
日時 月曜・火曜・木曜・金曜、午前9時～午後5時
※祝日、年末年始を除く

○場所 にぎぼっとぶらざ
電話 048-486-8639(直通)
日時 毎月第2土曜日、午前10時～午後6時

■女性法律相談(予約制、面談、無料)

日時 毎月第2・4火曜日、午前10時～午後3時
予約及び問合せ 048-477-1513(人権推進課)
※祝日、年末年始を除く

■埼玉県配偶者暴力相談支援センター

電話 048-863-6060
日時 月曜日～土曜日 午前9時30分～午後8時30分
日曜日・祝日 午前9時30分～午後5時
※年末年始を除く

■埼玉県男女共同参画推進センター(With Youさいたま)

電話 048-600-3800
日時 月曜日～土曜日 午前10時～午後8時30分
※祝日、第3木曜日、年末年始、臨時休館日を除く

■警察・・・・・・緊急の場合は110番